

○背景

宇佐市では、平成28年度にこども園に刃物を持った男が侵入して児童や職員に怪我を負わせる事件が発生するなど、これまで以上に子どもの安全対策が求められる事案が発生しています。

子どもの安全対策については、自然災害、不審者の侵入、通学路の交通安全など、学校安全を取り巻く様々な課題に対応できるように、学校全体として取り組む体制を整備・充実させるとともに、学校・家庭・地域・関係機関との連携を強化する必要があります。

○国・県の動向

国（文部科学省）

- 学校安全の推進に関する計画を策定
- 各学校に危機管理マニュアルの策定を義務付け
- 学校保健安全法（平成21年度施行）

大分県・宇佐市

- 学校ごとに危機管理マニュアルを策定
「未然防止策」「発生時対応」「事後対応」を含め、学校・家庭・地域・関係機関のより緊密な連携のもとで、危機管理体制の構築を図り、子どもの安全対策を実施する。

○宇佐市の主な取組

宇佐市教育委員会危機管理マニュアルに基づく危機管理体制の整備	様々な事件、事故の未然防止対策、危機発生時の対応策等を示した宇佐市危機管理マニュアルに基づき、各学校において危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制を整備
各学校における安全管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校にAEDを設置、教職員に対する普通救命講習の実施 ・学校における避難訓練の実施（年3回） ・ブロック塀の安全確認
子どもの安全見守りボランティア	各学校において、教職員、PTA会員、地域ボランティア、交通指導員等による子どもの見守りを行い、地域の実情に合わせ、登下校の指導などの活動を実施
通学路交通安全プログラム	各学校より寄せられた通学路危険箇所等の情報を、道路管理者、警察関係者等と共有するとともに連携体制を構築し、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保に関する取組を実施するプログラム